

# 三朝町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

三朝町長

三朝町議会議長

三朝町教育委員会

三朝町選挙管理委員会

三朝町農業委員会

三朝町監査委員

三朝町水道事業管理者

三朝町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、三朝町長、三朝町議会議長、三朝町教育委員会、三朝町選挙管理委員会、三朝町農業委員会、三朝町監査委員及び三朝町水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

## 1 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間を計画の期間とします。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当課が中心となり、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等に取り組むこととします。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

### 《女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析》

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、三朝町長部局、三朝町議会事務局及び三朝町教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析しました。

## (1) 職員採用の状況 (単位：人)

各年度採用者	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
男性	3	2	0	3	0
女性	1	2	3	1	2
合計	4	4	3	4	2

## (2) 継続勤務年数

	職員数	平均勤務年数
男性	62名	19.52年
女性	38名	20.39年

平成28年3月末時点

## (3) 職員一人当たりの各月ごとの平均時間外勤務時間 (単位：時間)

27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
男性	10.6	8.0	13.8	9.7	4.1	7.3	5.2	5.6	5.2	5.5	6.3	3.9	34.3
女性	2.8	2.0	3.9	5.6	5.7	5.6	6.0	6.3	6.7	6.8	5.9	5.4	85.4
全職員	6.4	5.0	9.0	6.8	3.6	5.4	4.4	4.5	4.5	4.5	4.8	3.3	62.2

※管理職員を除く。

## (4) 管理的地位にある職員に占める女性割合 (単位：人、%)

	管理職数	女性管理職数	女性の割合 (全職員における女性割合)
全体	19	4	21.0 (42.0)

## (5) 各役職段階に占める女性職員の割合 (単位：人、%)

	全体職員数	女性職員数	女性の割合 (全職員における女性割合)
課長補佐相当職	13	7	53.8 (42.0)
係長相当職	44	21	47.7 (42.0)

## (6) 男女別の育休取得率

平成27年中の取得率 男性 0.0% (対象者12名)

女性 100.0% (対象者2名)

## (7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

平成27年中の配偶者出産休暇取得率 0.0% (対象者2名)

" 育児参加のための休暇取得率 0.0% (対象者19名)

## (8) 年次休暇の職員1人当たりの平均取得日数 (単位：日、%)

	休暇日数	取得日数	取得率
平成27年	38.9	9.4	24.2

#### 《女性職員の活躍の推進に向けた目標》

当該状況把握と課題分析の結果、女性の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、三朝町長部局、三朝町議会事務局及び三朝町教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対するものから順に掲げています。

#### 【1】男性職員の配偶者出産休暇及び育児休業取得の促進

「平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合を10%以上にする。」

（見込み：対象者12名の内2名取得）

#### 【2】全職員の年次休暇取得率の向上

「平成32年度までに、職種を問わず全職員の年次休暇の平均取得率を、平成27年実績（24.2%）より1割以上引き上げ、35%以上にする。」

### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施期間

前項で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は三朝町長部局、三朝町議会事務局及び三朝町教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対するものから順に掲げています。

#### 【1】男性職員の配偶者出産休暇及び育児休業取得の促進

- ① 平成28年度から、組織として、イクボス宣言の趣旨による男性職員の育児参画を進める。
- ② 平成28年度から、制度が利用可能な全ての職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。

#### 【2】全職員の年次休暇取得率の向上

- ① 平成28年度から、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに、年次休暇を取得し易い体制づくりに努める。
- ② 平成28年度から、ワーク・ライフ・バランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人材育成に努める。